

上場株式等に係る配当所得の課税方式に関するアンケート結果

【実施概要】

- 趣旨… 所得税の申告書に住民税で選択する課税方式を付記することで住民税の申告を不要とする制度改正に対する納税者のニーズを把握するため
- 期間… 令和2年6月1日～30日
- 対象… 日本税理士会連合会及び各税理士会の調査研究部委員(有効回答77人)

【質問】

- 問1 令和元年分の確定申告において、課税所得900万円以下の顧客数をお聞かせください。
(注) 課税所得900万円超の場合は、所得税・住民税ともに申告不要制度を適用するのが最も税負担が少ないため、異なる課税方式を選択するニーズはないものとみなし、アンケートの対象外とした。
- 問2 令和元年分の確定申告における配当所得等の課税方式の適用状況についてお聞かせください。
(1) 課税所得900万円以下で、所得税で総合課税、住民税で申告不要を選択
(2) 課税所得900万円以下で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
(3) 課税所得900万円超で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
- 問3 現行制度に対するご意見をお聞かせください。
① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき
② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき
③ 現行制度のままでよい

【結果】

《合計》

問1	4,610人
問2(1)	180人
(2)	151人
(3)	70人

■全納税者中における該当者数の試算

8,110万人 ←

317万人(約3.9%)

267万人(約3.3%)

〈平成29年課税所得別納税者数〉

695～900万円 220万人

330～695万円 840万人

195～330万円 2,100万人

0～195万円 4,950万人

(出展)財務金融資料集 税制編
衆議院調査局財務金融調査室／2018.4

問3	① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき	52人(72%)
	② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき	17人(24%)
	③ 現行制度のままでよい	3人(4%)

【主な意見】

〈問3①についての意見〉

・住民税の申告書が、市町村ごとに統一されていない。
・それぞれの市町村の申告書を入力する必要がある。
・税務署から市町村に連絡する情報と、市町村に提出した申告内容が不一致になるので、市町村の税務担当部署で事務が煩雑になる。

以上により、所得税の確定申告書で住民税の課税方式を選択できるようにすべき。

※ 配当の総合課税・申告不要により健康保険料の負担額が変わるので、〈税+保険料〉を計算する必要がある。配当の課税方式によって健康保険料が影響を受けない仕組みとすべきである。

住民税の申告書及び申告書付表(課税方式選択用)の書式が異なるため、各市町村の様式をダウンロードする等して対応する必要がある。

課税方式の選択が確定申告書に付記することで対応可能となることが望ましいが、公的年金受給者で住民税のみ申告を要する納税者も多数いるため、課税方式の選択を含めeLTAXを利用して住民税の電子申告が可能となるよう検討すべきである。

所得税申告書の「住民税に関する事項」を有効に活用し、納税者利便の向上に帰すべきである。

納税者は所得税の申告データが住民税に生かされているとの認識が強い。所得税申告が必要な納税者は住民税の申告を改めて行う必要がないように、お互いの事務効率等に配慮すべきである。

〈問3②についての意見〉

確定申告期には大量の件数を決められた期限までに処理する必要があり、個々の案件について、税務上の有利不利を判断する時間は実際はほとんどありません。税理士の負担と、責任を減らす方法として所得税と同様の方法を強制的に適用していただければと思います。

<p>納税者、税理士、課税市町村における事務処理の煩雑さを考慮して、申告分離で統一すべきだと思います。</p>
<p>現状は、税理士にとって、有利不利の判断誤りのリスクと事務負担の両方がのしかかっている状況である。そもそも異なる課税方式を選択可能とする必要性は乏しいと思うので、同一の課税方式を強制適用することで両方の解決を図るのがベストと考えるが、次善の策として確定申告書への付記で足ることとし、事務負担だけでも解消すべきと考える。</p>
<p>同じ所得について国と地方で異なる課税方式をとることについて、有利不利の試算をすることが必要となり申告書作成の手間が増える。簡素な方式のほうが納税者・課税側の双方にとって事務手数が減少し良いと思う。</p>
<p><その他の意見></p>
<p>住民税の申告書を電子申告できるように改正(市町村の書式を統一)</p>
<p>株式の配当も含め株式がある方は特定口座の方が多く、源泉徴収されるので、有利不利まで細かく吟味することは少なく、ざっくり損失の繰越の場合に特に確定申告する以外はあまり、関与していないのが現状です。</p>
<p>現行制度を前提とするのであれば、確定申告書に付記する方法が最良であると考えているが、そもそもの問題として、有利不利が税制にとどまらず、国民健康保険料等の保険料や医療機関における窓口負担、児童扶養手当等にまで影響しており、税・社会保障を一体的に見た場合は安定的な制度とはいえない。住民税の課税所得等に依存している社会保障分野の問題ではあるが、見方によっては税制が社会保障分野を歪めているともいえることから、もう少し簡素にすべきであると考えている。</p>
<p>問3の意見には、実務的には所得税・住民税とも同一課税方式が望ましいが、納税者の観点からは、選択方式がよい。 今回のアンケートとは違うが、各種所得控除も国・地方税とも同一所得控除が望ましい。</p>